防衛省共済組合防衛大学校支部 クリーニング 経営委託契約書

防衛省共済組合防衛大学校支部長　井草　真言　を甲とし、

を乙として、甲が同支部において行う クリーニング の経営を乙に委託することに関して、次の条項を双方承諾の上、本契約を締結するものとする。

（経営の委託とその趣旨）

第１条　甲は、防衛省共済組合（以下「組合」という。）防衛大学校支部に属する組合員の福祉の増進に資するため、良質で、かつ、低廉な商品又はサービスを当該組合員に対して提供することを目的として同支部において行う福祉事業のうち クリーニング の経営を令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの間、乙に委託するものとする。

２　乙は、前項に規定する福祉事業の趣旨を理解し、その経営について委託された事業（以下「委託事業」という。）を誠実に営まなければならない。

３　乙は、委託事業に関して、本契約書に基づいて甲の行う監督に服し、勧告を受け入れ、指示に従わなければならない。

４　乙は、委託事業に係る経営権については、その一部といえども第三者に譲渡し、貸与し、又は請け負わせてはならない。

５　乙は、委託事業については、経営権を除き、いわゆる営業権その他の私権の設定が行われたものでないことを確認しなければならない。

６　乙は、自衛隊及び防衛省共済組合の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

　（施設の使用等）

第２条　甲は、乙が委託事業の経営を行うに当たって必要な設備として、協定書に規定する施設の部分及び物品を乙に使用させるものとする。

２　乙は、前項の規定により使用することを認められた設備を委託事業の経営以外の目的のために使用し、若しくはみだりに施設外に搬出し、又は第三者に貸与し、若しくは利用させてはならない。

３　乙は、第１項の規定により使用することを認められた施設に、その都度あらかじめ甲又はその委任を受けた者の了解を得て、委託事業の経営に必要な備品等を備え付け、商品を搬入し、又は所要の装飾を行うことができる。ただし、当該施設の現状を変更する工事を実施しようとする場合あるいは火気の取扱いに関する装置又は電気使用量若しくは水道使用量に影響を及ぼす装置を設置し、又は変更しようとする場合には、復旧条件を明記した文書により申請し、あらかじめ甲の文書による承認を得なければならない。

４　乙は、第1項の規定により使用することを認められた設備を滅失し、又は破損した場合には、その旨を速やかに甲に報告するとともに、その滅失又は破損が乙の責めに帰するときは、速やかに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（委託事業の営業基準等）

第３条　甲及び乙は、委託事業を実施する場合は、次の事項を具体的に定め、又は変更するに当たっては、あらかじめ協定書により協定を締結するものとする。このうち、販売価格又は料金の決定又は変更に当たっては、乙は甲に、原価見積書（食堂、喫茶及び物品の製造業者に限る。）を提出するものとする。

(1)　営業時間、休業日

(2)　取扱商品及びその販売価格

(3)　サービスの方法及びその料金

(4)　甲が乙に使用させる施設

(5)　甲が乙に使用させる備品等の品目、数量及び使用料の月額

(6)　その他必要な事項

２　乙は、委託事業の種類に応じて適用される法令及び規則を遵守し、委託事業を経営する場所における環境衛生、防犯、風紀、秩序の維持及び向上に努め、自衛隊の品位を汚さぬように心掛けなければならない。

３　乙は、委託事業に従事する者の身元を保証するものとし、そのため、委託事業従事者身上調査票に所定事項を記入し、同票の所定欄に署名押印し、その者の健康診断書（写し）を添付して甲に提出する（調理、配膳従事者に対する月１回の検便に関する結果を含む。）ものとし、その者が委託事業に従事したことに伴って発生したすべての事項について、使用者及び身元保証人としてその責めに任じなければならない。

４　甲は、前３項の規定により乙が委託事業の経営について払う努力に対しては、積極的に便宜を提供するものとする。

（協定書の協定基準）

第４条　甲及び乙は、前条第１項の協定書により協定を行う場合、次の各号の基準により行うものとする。

(1)　組合員に対する利便又はサービスの向上を本旨とすること。

(2)　販売価格及び料金の設定は適正であること。

(3)　部隊等の実情に即したものであること。

（定例報告）

第５条　乙は、次の各号に掲げる書類を、それぞれ当該各号に定める期日までに甲に提出しなければならない。ただし、その期日が国民の祝日、日曜日又は訓練その他の事情により当該事務を行うことが妥当でないと甲が定めた日（以下「休日」という。）である場合にあっては、その後において直近の休日でない日に提出しなければならない。

(1)　毎月の売上月計表　翌月の初日（休日の場合はその後の直近の休日でない日）

(2)　毎月の収支計算書　翌月の１０日

(3)　毎事業年度の損益計算書　翌事業年度の５月３１日

（調査等）

第６条　乙は、委託事業の経営に関し、甲に疑義が生じたため、乙の財産内容及び乙の行っている取引全般について調査する旨の申入れを甲から受けた場合には、特別の事情がある場合を除き、これを拒んではならない。この場合における調査には、必要な書類の提出及び必要な場所への立入りを含むものとする。

２　乙は、委託事業の経営に関し、前項の調査に基づき甲が改善の勧告を行った場合には、特別の事情がある場合を除き、これに従わなければならない。

（管理手数料等）

第７条　乙は、委託事業の管理に要する費用として、管理手数料を甲に納付しなければならない。

２　管理手数料は月額とし、別紙第１に基づき算出された額とする。

３　毎月の管理手数料は、別紙第１に掲げる日（その日が休日である場合にあっては、その後において直近の休日でない日）までに甲に納付するものとする。この場合において、納付を延滞したときは、その日数に応じ、延滞が生じた時点における民法の定めるところによる法定利率を乗じて計算した延滞料を附加するものとする。その際、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、３６５日当たりの割合とし、延滞料の最終金額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

４　乙が、別紙第１第１項第１号に該当しているときに、月の途中で契約を解除したときの管理手数料は、日割計算により算出した金額とする。この場合、最終金額に円位未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

５　乙は、災害、盗難その他の特別の理由がある場合には、管理手数料及び延滞料の納付の猶予又は減免につき、その理由及び納付の猶予又は減免の程度を明記した文書により、甲に申請することができる。

６　甲は、管理手数料の請求を、委託売店等管理手数料納付通知書により行うものとする。

７　甲は、本契約期間中に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）にかかる税率の改正があった場合は、消費税等の税率改正によって生じる消費税等の額の増減相当分の管理手数料を見直すこととし、乙はそれに従わなければならない。

（使用料）

第８条　乙は、委託事業の経営に関し組合から資産の使用許可を受けた場合は、使用料を甲に納付しなければならない。

２　使用料は月額とし、別紙第２に基づき算出された額とする。

３　使用料の納付については前条第３項の規定を準用する。この場合において、納付を延滞したときは、その日数に応じ、延滞が生じた時点における民法の定めるところによる法定利率を乗じて計算した延滞料を附加するものとする。その際、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、３６５日当たりの割合とし、延滞料の最終金額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

４　乙は、災害、盗難その他の特別の理由がある場合には、使用料及び延滞料の納付の猶予につき、その理由及び納付の猶予の程度を明記した文書により、甲に申請することができる。

（改氏名等）

第９条　次の場合には、乙は速やかに相手方に文書により通知するものとする。

(1)　本契約書に使用した印鑑の亡失等

(2)　代表者の変更、転居、改印、改氏名又は名称の変更

２　乙は、委託事業の経営に関し、甲に対して書類（第５条に規定する定例報告その他の軽微な事項に関する書類を除く。）を提出するに当たっては、本契約書の作成に当たって用いた氏名及び印鑑を使用しなければならない。この場合において、当該氏名は、戸籍上の氏名（法人にあっては登記上の名称）でなければならない。

（定型用紙）

第１０条　第３条第１項に定める協定書及び原価見積書、同条第３項に定める委託事業従事者身上調査票並びに第５条に定める売上月計表及び収支計算書は、甲の交付する定型用紙によるものとする。

（契約解除等）

第１１条　甲又は乙は、本契約を解除又は中断しようとする場合（次項から第４項までの規定に該当する場合を除く。）には、当該解除又は中断の予定期日の６か月前までに、当該解除又は中断の理由及び予定期日等を明記した文書により相手方に通告し、本契約の解除又は中断を求めるものとする。

２　乙は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したため、委託事業を継続することが適当でないと甲が認めて、本契約の解除又は中断の理由及び予定期日等を明記した文書により、甲から解除又は中断を求められたときは、これに従わなければならない。

(1)　駐屯地、基地等の廃止又は移動、駐屯地、基地等内における組合員規模の大幅な増減、施設の転用その他の委託事業を継続することを適当としない事情が生じ、その事情を早期に乙に通告することが適当でないと甲が認めた場合

(2)　駐屯地、基地等に災害その他緊急の事態が発生した場合

３　乙は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したため、本契約の解除又は中断の理由を明記した文書により、甲から解除又は中断を求められた場合は、直ちにこれに従わなければならない。ただし、契約の解除又は中断事由が甲の責めに帰すべき事由により発生したものであるときは、この限りでない。

(1)　倒産、破産、被災その他委託事業を継続することが不能である事情が乙に発生した場合

(2)　乙が委託事業を継続することを拒絶する意思を明確に表示した場合

(3)　乙が本契約書に定める事項に重大な違反行為（第１条の規定に違反する行為及び第１６条に基づき定めた特約における解除条項に関する規定に抵触する場合を含む。）をした場合

４　前３項の規定にかかわらず、緊急のため文書による通告の時間的余裕がない場合にあっては、とりあえず行った口頭等による通告によっても、営業の停止に関する限り、直ちに効力を発生するものとし、事後速やかに文書により通告することができるものとする。

（契約の解除における施設の明渡し）

第１２条　乙は、本契約を解除した場合には、速やかに第２条第３項本文の規定により乙が備え付けた備品等及び搬入した商品の残品を撤去し、装飾を除去し、同項ただし書の規定により工事等を行った施設又は装置については、その際定めた復旧条件を履行し、同条第１項の規定により使用することを認められた設備を甲に返還しなければならない。ただし、特別の事情がある場合には、乙は甲の認めた限度内において、備品及び商品等の撤去、装飾の除去並びに復旧条件の履行を行わないことができる。

２　乙は、委託事業を始めた後にその委託事業を行った施設に生じた損傷（通常の使用及び収益によって生じた施設の損耗及びに施設の経年変化を除く。以下この条において同じ。）がある場合は、その損傷を現状に復しなければならない。ただし、その損傷が乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

３　乙は、委託事業を始める際に他の業者が設置した備品、装飾等及び他の業者が工事した敷設物を引き継いだ場合は、当該備品、装飾等及び敷設物の撤去並びに必要に応じて補修を行い、施設を他の業者が行った工事前の現状に復さなければならない。

４　乙は、前３項の規定により備品及び商品等の撤去、装飾の除去、復旧条件の履行並びに施設に生じた損傷の復旧（以下、「原状回復工事」という。）を行ったときは、その完了について甲又はその委任を受けた者の了承を得なければならない。

５　第１項から第３項の規定により乙が行うべき原状回復工事が甲の指定する期日までに実施されない場合には、甲が実施するものとする。

　（費用の負担）

第１３条　甲は、次の各号に掲げる費用を負担するものとする。

(1)　本契約書、協定書、原価見積書、委託事業従事者身上調査票、売上月計表及び収支計算書の定型用紙の作成に要した費用

(2)　本契約の成立及びその履行の監督並びに解除又は中断その他の委託事業の管理運営に関して組合として行うべき事務の処理に要した費用

２　乙は、前項の規定により甲の負担する費用を除き、委託事業の経営に要する費用については、その一切を負担しなければならない。

３　乙は、前条第１項から第３項の規定により乙が行うべき原状回復に要する費用の一切を負担しなければならない。

４　乙は、前条第５項の規定により甲が実施した原状回復によって甲が乙に代わって負担した費用については、甲の請求に基づいて、速やかに甲に支払わなければならない。

（損害賠償請求権の行使制限）

第１４条　乙は、委託事業の経営及び本契約の解除又は中断により生じた損害については、甲の責めに帰する理由により乙に与えた直接損害を除いては、甲に対して損害賠償の請求をしてはならない。

（損害賠償）

第１４条の２　乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたとき、その他業務に関して甲その他の者に損害を与えた場合には、乙の費用をもって一切の損害を賠償しなければならない。

（契約の再締結等）

第１５条　乙は、本契約の契約期間満了の日の６か月前までに、当該期間満了後も引き続いて委託事業の経営を行うかどうかの意思表示を甲に対して行わなければならない。

２　乙は、本契約の契約期間満了後も引き続いて委託事業の経営を行うことを希望する場合には、甲の指示するところにより、本契約の契約の再締結に関する手続を執らなければならない。

３　前項の手続が不適格でその不備を補正することができない場合を除き、甲は、本契約を引き続き再締結するものとし、その後も同様とする。ただし、甲は契約締結後５年以内の適宜の時期（以下「基本契約期間」という。）に経営委託業者の見直しを実施するものとする。基本契約期間は必要に応じて、原則として一度に限り更新することができる。

４　前項の規定による見直しを実施した結果、継続して同一の業者に同一の条件により経営を委託することとなる場合には、新たに契約を締結するものとする。

（暴力団排除に関する特約条項）

第１６条　甲と乙は、暴力団の排除に関し本契約において特約条項を定めるものとする。

（協議）

第１７条　この契約について、定めのない事項及び甲乙間に紛争又は疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、本書１通を作成し、各記名押印し、正を甲が、写しを乙が所持するものとする。

年　　　月　　　日

住所　　神奈川県横須賀市走水１丁目１０番２０号

甲　　　　　　防衛省共済組合防衛大学校支部

氏名　　支部長井草真言　　　　印

住所

乙

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

別紙第１

管理手数料の月額の算出等について

１　常設委託売店を使用する経営委託の場合

(1)　経営委託期間が１会計年度を経過している場合（甲が本契約締結後、５年以内の適宜の時期に委託業者の見直しを実施した結果、継続して同一の業者に同一の条件により経営を委託する場合において、見直し前の経営委託期間が１会計年度を経過しているときを含む。）

〇　計算式：（Ａ＋Ｂ＋Ｃ）× 次の表に掲げる前年度売上額欄に掲げる区分に応じた手数料率欄に掲げる手数料率÷１２

Ａ：前年度の標準税率対象商品の売上額

Ｂ：前年度の軽減税率対象商品の売上額÷（１＋軽減税率）×（１＋標準税率）（円位未満切捨て）

Ｃ：前年度の印紙、証紙及び物品切手等（商品券など）の売上額（※）×（１＋標準税率）（円位未満切捨て）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 前年度売上額（Ａ） | 手数料率（Ｂ） | 納付期日 |
| ３６０万円未満 | ０％ | 当月の１５日 |
| ３６０万円以上４８０万円未満 | １％ |
| ４８０万円以上６００万円未満 | ２％ |
| ６００万円以上７２０万円未満 | ３％ |
| ７２０万円以上８４０万円未満 | ４％ |
| ８４０万円以上 | ５％ |

※　チケット業者による印紙及び証紙の売上額はＣに含めずＡに含める。

※　乙が２業種又は２店舗以上の経営を行っているときの売上額は、それぞれの売上額を合算した金額とする。ただし、支部の所属所については、この限りでない。

(2)　経営委託期間が１会計年度を経過していない場合

〇　計算式：（Ａ＋Ｂ＋Ｃ）×次の表に掲げる各月売上額欄に掲げる区分に応じた手数料率欄に掲げる手数料率

Ａ：各月の標準税率対象商品の売上額

Ｂ：各月の軽減税率対象商品の売上額÷（１＋軽減税率）×（１＋標準税率）（円位未満切捨て）

Ｃ：前年度の印紙、証紙及び物品切手等（商品券など）の売上額（※）×（１＋標準税率）（円位未満切捨て）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 各月売上額（Ａ） | 手数料率（Ｂ） | 納付期日 |
| ３０万円未満 | ０％ | 翌月の１５日 |
| ３０万円以上４０万円未満 | １％ |
| ４０万円以上５０万円未満 | ２％ |
| ５０万円以上６０万円未満 | ３％ |
| ６０万円以上７０万円未満 | ４％ |
| ７０万円以上 | ５％ |

※　チケット業者による印紙及び証紙の売上額はＣに含めずＡに含める。

※　乙が２業種又は２店舗以上の経営を行っているときの売上額は、それぞれの売上額を合算した金額とする。ただし、支部の所属所については、この限りでない。

２　常設委託売店を使用しない経営委託の場合

〇　計算式：（Ａ＋Ｂ）×次の表に掲げる各月売上額欄に掲げる区分に応じた手数料率欄に掲げる手数料率

Ａ：各月の標準税率対象商品の売上額

Ｂ：各月の軽減税率対象商品の売上額÷（１＋軽減税率）×（１＋標準税率）（円位未満切捨て）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 各月売上額（Ａ） | 手数料率（Ｂ） | 納付期日 |
| ３０万円未満 | ０％ | 翌月の１５日 |
| ３０万円以上 | ０．５％ |

※　乙が２業種又は２店舗以上の経営を行っているときの売上額は、それぞれの売上額を合算した金額とする。ただし、支部の所属所については、この限りでない。

３　管理手数料の端数処理

管理手数料の金額に円位未満の端数が生じた場合は、最終金額の円位未満を切り捨てるものとする。

別紙第２

使用料の月額の算出について

１　元金償還相当額

(1)　元金分　　投資額×（１／耐用年数）×（１／１２）＝ａ

ａ＋ｂ＝Ａ

(2)　金利分　　投資残額×利率Ｃ×（１／１２）＝ｂ

(3)　前号に規定する利率Ｃは、防衛省共済組合委託事業管理事務取扱細則第１６条第１項第１号ウに規定する甲が別に定める利率Ｃとする。

ア　投資額とは、資産の取得価額であり、新規に取得した場合はその全額、一部耐用年数を経過している場合は減価償却累計額を控除した額とする。

イ　施設等全体の一部を使用させる場合は、全体に対する使用させる部分の割合による。

ウ　耐用年数とは、新規に取得した場合は法定耐用年数、一部耐用年数を経過している場合は使用開始後の残存耐用年数とし、この残存耐用年数に１年未満の端数がある場合の「ａ」の算出は、投資額を残存耐用年数に相当する月数で除したものとする。

エ　投資残額とは、投資額から各月末における元金回収累計額（未収金を含む。）を差し引いた額である。

オ　使用させる資産の取得が「器具・備品」科目による場合は、金利についての計算は除外する。

２　経費負担相当額

年間所要経費額×（１／１２）＝Ｂ

（年間所要経費額＝使用させる資産に係る火災保険料、固定資産税等の相当額）

３　使用料月額

使用料月額＝（Ａ＋Ｂ）×（１＋（消費税＋地方消費税）率）

４　第１項第１号及び第２号並びに第２項の計算において生じた円位未満の端数については、それぞれ切り上げ、第３項については切り捨てるものとする。

５　使用料は、使用させる資産の投資額の金額を回収するまでの間、徴収する。

なお、第２項の経費負担相当額については、使用させる資産の投資額の金額回収後においても引き続き徴収するものとする。

暴力団排除に関する特約条項

甲及び乙は、暴力団排除に関し、次の特約条項を定める。

（属性に基づく契約解除）

第１条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、本契約を解除することができる。

(1)　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２　乙は、甲から求めがあった場合、乙の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表とする。）及び登記簿謄本の写しを提出するとともに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意するものとする。

（行為に基づく契約解除）

第２条　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、本契約を解除することができる。

(1)　暴力的な要求行為

(2)　法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4)　偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為

(5)　その他前各号に準ずる行為

（暴力団排除に関する表明及び確約）

第３条　乙は、前２条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

２　乙は、前２条各号のいずれかに該当する者（以下「排除対象者」という。）を下請負者等（下請負者（再下請負以降の全ての下請負者を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び下請負者又は受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（下請負者等に関する契約解除）

第４条　乙は、契約後に下請負者等が排除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負者等との契約を解除し、又は下請負者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

２　甲は、乙が下請負者等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負者等との契約を解除せず、若しくは下請負者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償等）

第５条　甲は、第１条、第２条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２　乙は、甲が第１条、第２条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第６条　乙は、自ら又は下請負者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。